

能美市辰口町の一部区域での能美市からのお願い

下記の事項は、良好な住宅団地として整備された辰口町辰口土地区画整理事業施行区域内である辰口町1100番から1211番までの区域における住環境の保全を目的に、建築物の用途等利用の制限について、能美市から土地所有者や建築主等をお願いするものです。

1. 善良な風俗を損なうおそれのある建築物及びこれに付属する看板等を新築、改築、増築又は用途変更してはならない。
2. 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離を0.8m以上とする。
3. 区画の細分割はしない。
4. 敷地境界等に設置する塀、門、その他これらに類するものの構造は、法面保護等やむを得ないものを除き、原則としてコンクリート、ブロック及び板塀を使用せず、樹木による生垣とする。

能美市土木部まち整備課

TEL 0761-58-2251